

「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書における「改革への提言」の対応状況

改革への提言(独立行政法人、特別民間法人) ①

国立病院機構と労働者健康福祉機構は、傘下の病院のネットワークの統合や個別病院の再編、整理のために、「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会(仮称)」を設置して検討を始め、1年を目途に結論を得る。

【対応事項】

法人名	対応結果	内容
国立病院機構(平成16年4月設立)	措置済	<p>平成23年4月～平成24年1月までの間、「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会」において、病院のネットワークの統合や個別病院の再編、整理などについて、合計8回の議論を重ねるとともに、両法人の病院(国立病院機構旭川医療センター、労働者健康福祉機構北海道中央労災病院、同病院せき損センター)の視察を行い、平成24年2月15日付けで「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会報告書」を、以下のとおり取りまとめた。</p> <p>○両法人の統合については、メリットは運用で対応することが可能な部分があるが、一方、デメリットや仮に統合しようとする場合の懸案・課題は短時間では解消することが難しいことから、直ちに統合することは困難。このため、まずは、両法人間の連携方策をより強化することにより、法人統合を行う場合と同様の効果を目指していくことが適当。</p> <p>○個別病院の再編・整理は、地域医療の中で考えるべき問題であり、他の設置主体を含めた地域医療の中での当該病院の役割、位置づけなどを踏まえて、個別に慎重に検討すべき。</p> <p>なお、平成24年2月24日に「国立病院機構・労働者健康福祉機構協議会」を設置し、両法人間の連携の推進、強化を確実に実施することとした。</p>
労働者健康福祉機構(平成16年4月設立)		

担当局課室名(内線): 医政局国立病院課(2606)/労働基準局労災補償部労災管理課(5437)

改革への提言(独立行政法人、特別民間法人) ②

国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所を統合する。

【対応事項】

法人名	対応結果	内容
国立健康・栄養研究所(平成13年4月設立)	措置済	<p>「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)に基づき、国立健康・栄養研究所及び医薬基盤研究所を統合する。</p>
医薬基盤研究所(平成17年4月設立)		
労働安全衛生総合研究所(平成18年4月設立)	措置済	<p>労働安全衛生総合研究所については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)に基づき、労働政策研究・研修機構と統合する。</p>

担当局課室名(内線): 大臣官房厚生科学課(3815)/労働基準局安全衛生部計画課(5479)

改革への提言(独立行政法人、特別民間法人) ③

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、独立行政法人直営によるサービス提供形態にとどまらず、特別養護老人ホームや社会福祉施設等を有する法人の運営手法を広く活用していくべきである。なお、その際は、入所者及び家族の意向に十分に配慮すべきである。

【対応事項】

法人名	対応結果	内容
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(平成15年10月設立)	措置済	平成23年7月、高齢者支援を専門とする民間法人等の専門家を招聘して「高齢知的障害者支援の在り方検討委員会」をのぞみの園に設置し、のぞみの園における高齢知的障害者の支援の在り方などについて、保護者等関係者からのヒアリングを含め、合計4回の検討を行い、平成24年3月に報告書を取りまとめ、厚生労働省に提出したところである。 報告書の中で、のぞみの園の今後目指すべき方向性として、①高齢知的障害者に対する質の高いサービスの提供、②生活の場でのターミナルケアの試み、③引き続き調査・研究を実施するとともに、その成果を全国の関係施設に情報提供していくこと等が提言された。

担当局課室名(内線): 社会・援護局障害保健福祉部企画課施設管理室(3039)

改革への提言(独立行政法人、特別民間法人) ④

中央労働災害防止協会は、設立根拠となる「労働災害防止団体法」の見直しを含めて、同法の趣旨に見合う適切な経営形態に移行するために、審議会において検討を始め、1年を目途に結論を得る。同時に、他の全ての特別民間法人についても、同様の検討を始める。

【対応事項】

法人名	対応結果	内容
中央労働災害防止協会 (昭和39年8月設立、平成12年6月民間法人化) 及び業種別労働災害防止団体 (建災防: 昭和39年9月設立、平成元年7月民間法人化) (陸災防: 昭和39年8月設立、平成元年7月民間法人化) (林災防: 昭和39年9月設立、平成元年7月民間法人化) (港災防: 昭和39年9月設立、平成元年7月民間法人化) (鉱災防: 昭和39年10月設立、平成元年7月民間法人化)	措置済	平成23年7月、労働政策審議会安全衛生分科会に「労働災害防止団体改革検討専門委員会」を設置し、同年12月に報告書を取りまとめた。報告書では、外部有識者からなる第三者委員会を設置し、労働災害防止団体法の趣旨に見合った適切な経営を担保することとされた。今後、省内に外部有識者からなる第三者委員会を設置し、経営形態等について評価することとしている。

担当局課室名(内線): 労働基準局安全衛生部計画課(5474)

中央職業能力開発協会 (昭和54年7月設立、平成10年7月民間法人化)	措置済	平成23年7月から平成23年11月までの間に、労働政策審議会職業能力開発分科会中央職業能力開発協会の在り方に関する専門委員会において、中央職業能力開発協会の在り方について合計4回検討を行い、平成23年11月に「中央職業能力開発協会の在り方に関する専門委員会」報告書を取りまとめ、「中央職業能力開発協会は、公共的性質を有するが故にこそ、ガバナンスの強化、積極的な情報公開、コンプライアンスに関する独自の委員会の設定等、組織運営の改革を進めていくべきである」という結果となった。 これを踏まえて、同年12月に同協会に対し、報告書に記載された改革の取組を要請した。 また、報告書の中では、取組状況について、随時、労働政策審議会職業能力開発分科会に報告するとされたところである。
--	-----	---

担当局課室名(内線): 職業能力開発局能力評価課(5943)

社会保険診療報酬支払基金 (昭和23年9月設立、平成15年10月民間法人化)	対応中	平成23年12月の衆議院決算行政監視委員会議決を受けて、現在、社会保障審議会医療保険部会において審査支払機関の在り方について議論しているところであり、医療保険部会における議論を踏まえて検討することとしている。
担当局課室名(内線): 保険局保険課(3249)		
全国社会保険労務士会連合会 (昭和53年12月設立、平成15年3月民間法人化) 企業年金連合会 (昭和42年2月設立、平成14年4月民間法人化) 石炭鉱業年金基金 (昭和42年10月設立、平成14年12月民間法人化)	措置済	これらの団体については、国からの補助金は交付されておらず、国からの関与が限定的であることから、他の特別民間法人とはその位置づけが大きく異なっており、報告書の指摘は当てはまらないところである。 なお、企業年金制度の運営の一部を担う法人の在り方は、制度と密接不可分であるため、企業年金連合会や石炭鉱業年金基金の在り方は、今後の年金改革の動向も踏まえつつ検討を進めていく必要がある。
担当局課室名(内線): 労働基準局監督課(5161)/年金局企業年金国民年金基金課(3324)		

改革への提言(公益法人) ①

全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直す。その検討は、関係する審議会等で行うこととする。指定根拠法令を存置する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定する。

【対応事項】

法人名	対応結果	内容
(社)日本看護協会(昭和22年6月設立、平成5年12月指定)	措置済	「中央ナースセンターの指定の在り方に関する検討会」(平成24年3月に合計2回開催)において、指定制度の必要性や指定先の選定方法等について検討を行い、平成24年3月に「中央ナースセンターの指定の在り方に関する検討会報告書」を取りまとめた。同報告書においては、指定制度及び指定先の妥当性を確認するとともに、法改正により中央ナースセンターの業務を見直すとき、又は指針の変更を行う際に、改めて中央ナースセンターの指定について見直すべきとされた。
担当局課室名(内線):医政局看護課(2566)		
(財)全国生活衛生営業指導センター(昭和55年3月設立、同年4月指定)	措置済	平成22年5月及び11月の行政刷新会議等において、施策の目的、事業の必要性は認められたが、効果的な仕組みにより行うべき、役割分担が不明確との評価結果を得たため、生活衛生関係営業の振興に関する検討会で必要な改革案の検討を行い、平成22年12月24日に報告書を取りまとめ、事業・人件費の効率化を図り、シンクタンク機能の強化及び情報提供機能の拡充等をすべきとの結論を得た。
担当局課室名(内線):健康局生活衛生課(2439)		
(財)港湾労働安定協会(昭和60年4月設立、昭和64年1月指定)	措置済	平成23年11月に、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会港湾労働専門委員会において、港湾労働法における指定法人制度のあり方や指定先などについて検討を行い、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において報告書を取りまとめ、引き続き、指定法人制度を維持すること並びに当該法人を指定法人として位置づけることは妥当であるという結果となった。 なお、当該報告書において、指定法人としてより適切・的確に業務を実施するための内部管理体制のより一層の充実と、公務員OBである役職員の後任補充時における公募採用の継続的な実施を求められたため、内部管理体制の充実方策の検討を進めるとともに、今春においても継続的に公募採用を実施している。
担当局課室名(内線):職業安定局雇用開発課建設・港湾対策室(5802)		
(社)全国シルバー人材センター事業協会(昭和57年7月設立、昭和61年10月指定)	措置済	平成23年10月～11月までの間に、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律における指定法人制度のあり方や指定先などについて合計2回検討を行い、平成23年11月に報告書を取りまとめ、引き続き、指定法人制度を維持すること並びに当該法人を指定法人として位置づけることは妥当であるという結果となった。 なお、当該報告書において、民間事業者をはじめ国民の理解を得ながら事業を発展させていくこと、業務運営の更なる効率化等を図っていくことが必要であるとされたため、平成24年6月から、当該法人内に有識者によるシルバー人材センター事業の在り方に関する検討会を設け、組織や業務等の在り方について検討を開始した。
担当局課室名(内線):職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課(5816、5815)		
(財)介護労働安定センター(平成4年4月設立、同年7月指定)	対応中	平成23年10月に労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律における指定法人制度のあり方や指定先などについて検討を行い、「財団法人介護労働安定センターに関する指定法人制度の在り方、指定基準の在り方、財団法人介護労働安定センターを指定法人とする妥当性については、同センターが平成25年度目途に交付金依存体質を改めることに向け、財団法人介護労働安定センターの組織や運営の在り方について、別途設置する検討会の結論を踏まえた上で、改めて検討を行うべきである。」とされた。 これに基づき設置した介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会において、平成23年11月以降、平成25年度を目途に交付金依存体質を改めるための方策などについて検討を行い、これからの同センターの役割として、①国の代替機能、②専門性の向上、③地域における関係機関との連携、④人材発掘、等の意見が出された。これを受け、本年7月を目途に報告を取りまとめ、交付金事業の特化・重点化及び事業実施の効率化により交付金依存体質を改めていく予定である。
担当局課室名(内線):職業安定局雇用政策課介護労働対策室(5785)/職業能力開発局能力開発課(5967)		

(財)21世紀職業財団(昭和61年4月設立、平成6年4月指定(短時間労働者雇用管理改善等事業関係給付金の支給等) 平成7年10月指定(育児・介護を行う労働者の雇用の継続等のための給付金の支給等))	措置済	平成21年の行政刷新会議の事業仕分け結果等を踏まえ、両立レベルアップ助成金及び短時間労働者均衡待遇推進等助成金については、平成23年度に当該法人の活用を廃止し、現在は、都道府県労働局で支給事務を実施している。【指定法人廃止】
担当局課室名(内線):雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課(7835)		
(財)テクノエイド協会(昭和62年3月設立、平成5年10月指定(福祉用具の研究開発等に関する助成等))	措置済	独立行政法人福祉医療機構が指定法人に行わせる助成業務は平成22年度から廃止されており、これを踏まえ、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」に基づく指定についても、平成23年6月に廃止された。【指定法人廃止】
担当局課室名(内線):老健局振興課(3937)		
(財)長寿社会開発センター(昭和49年1月設立、平成2年8月指定))	措置済	独立行政法人福祉医療機構が指定法人に行わせる助成業務は平成22年度から廃止されており、これを踏まえ、「老人福祉法」に基づく指定についても、平成23年6月に廃止された。【指定法人廃止】
担当局課室名(内線):老健局総務課(3909)		
(財)日本救急医療財団(平成3年3月設立、平成3年12月指定)	措置済	平成23年2月～平成24年3月までの間に、指定試験機関のあり方などについて合計3回検討を行い、平成24年3月に「指定試験機関等のあり方に関する検討会(医政局)報告書」をとりまとめ、当面は現行の体制を維持しつつ、各指定試験機関間の連携を強化し、業務の効率化等について改善を進めていくことが適当であり、国家試験の質を確保しつつ、受験手数料等の適切な見直しや、契約方法の見直し等による事業費の縮減に取り組むべきであるという結論となった。
担当局課室名(内線):医政局指導課(2550)		
(財)柔道整復研修試験財団(平成元年11月設立、平成4年10月指定)	措置済	平成23年2月～平成24年3月までの間に、指定試験機関のあり方などについて合計3回検討を行い、平成24年3月に「指定試験機関等のあり方に関する検討会(医政局)報告書」をとりまとめ、当面は現行の体制を維持しつつ、各指定試験機関間の連携を強化し、業務の効率化等について改善を進めていくことが適当であり、国家試験の質を確保しつつ、受験手数料等の適切な見直しや、契約方法の見直し等による事業費の縮減に取り組むべきであるという結論となった。
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)		
(財)東洋療法研修試験財団(平成2年3月設立、平成4年10月指定)	措置済	平成23年2月～平成24年3月までの間に、指定試験機関のあり方などについて合計3回検討を行い、平成24年3月に「指定試験機関等のあり方に関する検討会(医政局)報告書」をとりまとめ、当面は現行の体制を維持しつつ、各指定試験機関間の連携を強化し、業務の効率化等について改善を進めていくことが適当であり、国家試験の質を確保しつつ、受験手数料等の適切な見直しや、契約方法の見直し等による事業費の縮減に取り組むべきであるという結論となった。
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)		
(財)医療研修推進財団(平成7年10月設立、平成10年9月指定)	措置済	平成23年2月～平成24年3月までの間に、指定試験機関のあり方などについて合計3回検討を行い、平成24年3月に「指定試験機関等のあり方に関する検討会(医政局)報告書」をとりまとめ、当面は現行の体制を維持しつつ、各指定試験機関間の連携を強化し、業務の効率化等について改善を進めていくことが適当であり、国家試験の質を確保しつつ、受験手数料等の適切な見直しや、契約方法の見直し等による事業費の縮減に取り組むべきであるという結論となった。
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)		

(財)歯科医療研修振興財団(昭和62年6月設立、平成3年7月指定)	措置済	平成23年2月～平成24年3月までの間に、指定試験機関のあり方などについて合計3回検討を行い、平成24年3月に「指定試験機関等のあり方に関する検討会(医政局)報告書」をとりまとめ、当面は現行の体制を維持しつつ、各指定試験機関間の連携を強化し、業務の効率化等について改善を進めていくことが適当であり、国家試験の質を確保しつつ、受験手数料等の適切な見直しや、契約方法の見直し等による事業費の縮減に取り組むべきであるという結論となった。
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)		
(財)ビル管理教育センター(昭和45年8月設立、昭和60年3月指定)	措置済	平成23年11月～平成24年3月までの間に、生活衛生関係営業等衛生問題検討会において、建築物環境衛生管理技術者試験指定制度の在り方について政策的見地から検証を行い、情報公開と説明責任を果たした上で、現行制度の下で継続して実施しつつ、業務の効率化等について改善を進めていくことが適当であり、国家試験の質を確保しつつ、受験手数料等の適切な見直しや、契約方法の見直し等による事業費の縮減に取り組むべきとの結論を得た。
担当局課室名(内線):健康局生活衛生課(2439)		
(財)理容師美容師試験研修センター(平成2年4月設立、平成12年4月指定)	措置済	平成23年11月～平成24年3月までの間に、生活衛生関係営業等衛生問題検討会において、美容師・理容師試験指定制度の在り方について政策的見地から検証を行い、情報公開と説明責任を果たした上で、現行制度の下で継続して実施しつつ、業務の効率化等について改善を進めていくことが適当であり、国家試験の質を確保しつつ、受験手数料等の適切な見直しや、契約方法の見直し等による事業費の縮減に取り組むべきとの結論を得た。
担当局課室名(内線):健康局生活衛生課(2439)		
(財)給水工事技術振興財団(平成9年3月設立、同年5月指定)	措置済	平成22年12月に行われた省内事業仕分けにて、当該法人は事業を継続するが更なる見直しが必要との評価結果を受け、役職員の削減、経費の削減等の改革案をまとめ、着実に実行している。・役職員の削減(役員6名減、職員1名減)・経費の削減(試験会場の見直し、試験委員数、試験監督員数、試験警備員等の削減)・受験手続きの変更(簡素化)等
担当局課室名(内線):健康局水道課(4025)		
(財)医療機器センター(昭和60年6月設立、昭和63年4月指定)	措置済	平成23年2月～平成24年3月までの間に、指定試験機関のあり方などについて合計3回検討を行い、平成24年3月に「指定試験機関等のあり方に関する検討会(医政局)報告書」をとりまとめ、当面は現行の体制を維持しつつ、各指定試験機関間の連携を強化し、業務の効率化等について改善を進めていくことが適当であり、国家試験の質を確保しつつ、受験手数料等の適切な見直しや、契約方法の見直し等による事業費の縮減に取り組むべきであるという結論となった。
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)		
(財)安全衛生技術試験協会(昭和51年4月設立、昭和53年6月指定(免許試験) 昭和51年4月指定(作業環境測定士試験) 平成12年4月指定(労働安全・衛生コンサルタント試験))	措置済	平成23年8月、労働政策審議会安全衛生分科会に「指定・登録制度改革検討専門委員会」を設置し、同年12月に報告書を取りまとめた。報告書では、指定に当たっての「新ルール」について、外部有識者で構成される第三者委員会が、申請法人について審査するとともに、審査の経過をホームページで公表することとされ、平成24年2月22日に第1回安全衛生関係指定制度運営評価会議が開催された。 また、報告書では、利用者(合格者)の利便性等の観点から、指定試験機関と指定登録機関を同一法人に集約することとされ、平成24年4月1日付けで(財)安全衛生技術試験協会を作業環境測定士、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの指定登録機関とした。
担当局課室名(内線):労働基準局安全衛生部計画課(5478)		

<p>(社)日本作業環境測定協会(昭和54年12月設立、昭和61年12月指定)</p>	<p>措置済</p>	<p>平成23年8月、労働政策審議会安全衛生分科会に「指定・登録制度改革検討専門委員会」を設置し、同年12月に報告書を取りまとめた。報告書では、利用者(合格者)の利便性等の観点から、指定試験機関と指定登録機関を同一法人に集約することとされ、平成24年3月31日付けで(社)日本作業環境測定協会の指定を取り消し、平成24年4月1日付けで(財)安全衛生技術試験協会を指定登録機関とした。【指定法人取消】</p>
<p>担当局課室名(内線):労働基準局安全衛生部労働衛生課環境改善室(5501)</p>		
<p>(社)日本労働安全衛生コンサルタント会(昭和58年4月設立、平成12年12月指定)</p>	<p>措置済</p>	<p>平成23年8月、労働政策審議会安全衛生分科会に「指定・登録制度改革検討専門委員会」を設置し、同年12月に報告書を取りまとめた。報告書では、利用者(合格者)の利便性等の観点から、指定試験機関と指定登録機関を同一法人に集約することとされ、平成24年3月31日付けで(社)日本労働安全衛生コンサルタント会の指定を取り消し、平成24年4月1日付けで(財)安全衛生技術試験協会を指定登録機関とした。【指定法人取消】</p>
<p>担当局課室名(内線):労働基準局安全衛生部計画課(5478)</p>		
<p>(財)社会福祉振興・試験センター(昭和21年3月設立、昭和63年4月指定)</p>	<p>措置済</p>	<p>平成23年8月から10月にかけて、指定試験機関・登録機関の改善に関する検討会を開催し、指定制度のあり方について、効率的かつ適正な事業運営を行うことを前提としたうえで、試験・登録業務は、試験問題の作成や試験実施のノウハウの蓄積等の観点から、単一の法人による実施が適当とされた。また、業務の実施にあたっては、5年間の経費削減計画を策定・公表することなどにより業務の効率化を進めるとともに、介護福祉士筆記試験の試験地の拡大や災害等により亡失した登録証の再交付手数料の免除など利用者に利便性の向上を一層推進する必要があるとされた。</p>
<p>担当局課室名(内線):社会・援護局福祉基盤課(2845)/精神・障害保健課(3065)</p>		
<p>(財)テクノエイド協会(昭和62年3月設立、昭和63年4月指定(義肢装具士国家試験))</p>	<p>措置済</p>	<p>平成23年2月～平成24年3月までの間に、指定試験機関のあり方などについて合計3回検討を行い、平成24年3月に「指定試験機関等のあり方に関する検討会(医政局)報告書」をとりまとめ、当面は現行の体制を維持しつつ、各指定試験機関間の連携を強化し、業務の効率化等について改善を進めていくことが適当であり、国家試験の質を確保しつつ、受験手数料等の適切な見直しや、契約方法の見直し等による事業費の縮減に取り組むべきであるという結論となった。</p>
<p>担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)</p>		
<p>(社)国民健康保険中央会(昭和34年1月設立、昭和59年10月指定)</p>	<p>対応中</p>	<p>平成23年12月の衆議院決算行政監視委員会議決を受けて、現在、社会保障審議会医療保険部会において審査支払機関の在り方について議論しているところであり、医療保険部会における議論を踏まえて検討することとしている。</p>
<p>担当局課室名(内線):保険局国民健康保険課(3265)</p>		

改革への提言(公益法人) ②

国家試験、国家資格等の試験料、登録料等については、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要な費用を賄うに足りる適正な料金となるよう見直す。

【対応事項】

制度名	対象法人名	対応結果	内容
救急救命士国家試験 (平成13年12月指定)	(財)日本救急医療財団 (平成3年3月設立)	措置済	事業費を勘案した受験手数料、登録等の手数料は引き下げており、適正な料金である。
担当局課室名(内線):医政局指導課(2550)			
柔道整復師国家試験 (平成4年10月指定)	(財)柔道整復研修試験財団 (平成元年11月設立)	措置済	事業費を勘案した受験手数料の引き下げを行った。
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)			
あん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験、きゆう師国家試験(いずれも平成4年10月指定)	(財)東洋療法研修試験財団 (平成2年3月設立)	措置済	事業費を勘案した受験手数料の引き下げを行った。
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)			
言語聴覚士国家試験 (平成10年9月指定)	(財)医療研修推進財団 (平成7年10月設立)	措置済	事業費を勘案した受験手数料の引き下げを行った。
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)			
歯科衛生士国家試験 (平成3年7月指定)	(財)歯科医療研修振興財団 (昭和62年6月設立)	措置済	養成制度の改正に伴う受験者数の減少により、今回は手数料の引き下げを行わず、今後、受験者数の動向を考慮して見直す方針とすることを「指定試験機関のあり方に関する検討会(医政局)」において確認した。
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)			
建築物環境衛生管理技術者試験(昭和60年3月指定)	(財)ビル管理教育センター (昭和45年8月設立)	措置済	平成23年11月～平成24年3月までの間に、生活衛生関係営業等衛生問題検討会において、試験料、登録料等のコスト水準の適正性について検証を行い、引き続き、情報公開と説明責任を果たしつつ事務の効率化を進め、財源が生じた場合、受験料の見直しに反映すべきとの結論を得た。
担当局課室名(内線):健康局生活衛生課(2439)			

美容師試験(平成12年4月指定) 美容師の登録事務(平成10年4月指定) 理容師試験(平成12年4月指定) 理容師の登録事務(平成10年4月指定)	(財)理容師美容師試験研修センター(平成2年4月設立)	措置済	平成23年11月～平成24年3月までの間に、生活衛生関係営業等衛生問題検討会において、試験料、登録料等のコスト水準の適正性について検証を行い、引き続き、情報公開と説明責任を果たしつつ事務の効率化を進め、財源が生じた場合、受験料の見直しに反映すべきとの結論を得た。
担当局課室名(内線):健康局生活衛生課(2439)			
給水装置工事主任技術者試験(平成9年5月指定)	(財)給水工事技術振興財団(平成9年3月設立)	対応中	平成22年12月に行われた省内事業仕分けを受けてまとめられた改革案に基づき、事業の効率化に取り組んでおり、受験料の改定については、経費削減の状況を踏まえて、平成24年12月までに結論を出す予定である。
担当局課室名(内線):健康局水道課(4025)			
臨床工学技士国家試験(昭和63年4月指定)	(財)医療機器センター(昭和60年6月設立)	措置済	事業費を勘案した受験手数料の引き下げを行った。
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)			
労働安全衛生法に基づく免許試験(昭和53年6月指定) 作業環境測定士試験(昭和51年4月指定) 労働安全・衛生コンサルタント試験(平成12年4月指定)	(財)安全衛生技術試験協会(昭和51年4月設立)	措置済	平成23年8月、労働政策審議会安全衛生分科会に「指定・登録制度改革検討専門委員会」を設置し、同年12月に報告書を取りまとめた。報告書では、定期的に(3年に1回)、外部有識者からなる第三者委員会により、適正なコストであるかどうか厳正に審査し、料金を見直すこととされた。 平成24年2月22日、外部有識者からなる安全衛生関係指定制度運営評価会議を設置し、試験手数料等について検証を開始した。
担当局課室名(内線):労働基準局安全衛生部計画課(5478)/労働衛生課(5501)			
作業環境測定士の登録(昭和61年12月指定)	(社)日本作業環境測定協会(昭和54年12月設立、平成24年3月31日まで当該事務を実施) (財)安全衛生技術試験協会(昭和51年4月設立、平成24年4月1日から当該事務を実施)	措置済	平成23年8月、労働政策審議会安全衛生分科会に「指定・登録制度改革検討専門委員会」を設置し、同年12月に報告書を取りまとめた。報告書では、定期的に(3年に1回)、外部有識者からなる第三者委員会により、適正なコストであるかどうか厳正に審査し、料金を見直すこととされた。 平成24年2月22日、外部有識者からなる安全衛生関係指定制度運営評価会議を設置し、試験手数料等について検証を開始した。
担当局課室名(内線):労働基準局安全衛生部労働衛生課(5501)			

労働安全・衛生コンサルタントの登録(平成12年12月指定)	(社)日本労働安全衛生コンサルタント会(昭和58年4月設立、平成24年3月31日まで当該事務を実施) (財)安全衛生技術試験協会(昭和51年4月設立、平成24年4月1日から当該事務を実施)	措置済	平成23年8月、労働政策審議会安全衛生分科会に「指定・登録制度改革検討専門委員会」を設置し、同年12月に報告書を取りまとめた。報告書では、定期的に(3年に1回)、外部有識者からなる第三者委員会により、適正なコストであるかどうか厳正に審査し、料金を見直すこととされた。 平成24年2月22日、外部有識者からなる安全衛生関係指定制度運営評価会議を設置し、試験手数料等について検証を開始した。
担当局課室名(内線):労働基準局安全衛生部計画課(5478)			
社会福祉士国家試験(昭和63年4月指定)	(財)社会福祉振興・試験センター(昭和21年3月設立)	措置済	平成23年8月から10月にかけて開催した指定試験機関・登録機関の改善に関する検討会において、受験手数料の積み立てによる積立金について、積立金の計画的縮減の方向を維持しつつ、災害等の事態に対応できる再試験実施経費を留保することが必要とされた。また、積立金の取崩しに際しては、できるだけ多くの受験者が受験手数料軽減の恩恵を被れるような運用を行うことが適当であるとされた。 平成24年度からは、受験科目の一部が免除された場合の受験手数料を新たに定め、受験科目の一部が免除される者の受験手数料について、実費を勘案した料金となるよう見直した。 (受験手数料 平成24年度一般受験者:7,540円、同時受験者:6,830円、科目免除者:6,360円)
担当局課室名(内線):社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室(2845)			
介護福祉士国家試験(昭和63年4月指定)	(財)社会福祉振興・試験センター(昭和21年3月設立)	措置済	平成23年8月から10月にかけて開催した指定試験機関・登録機関の改善に関する検討会において、受験手数料の積み立てによる積立金について、積立金の計画的縮減の方向を維持しつつ、災害等の事態に対応できる再試験実施経費を留保することが必要とされた。また、積立金の取崩しに際しては、できるだけ多くの受験者が受験手数料軽減の恩恵を被れるような運用を行うことが適当であるとされた。
担当局課室名(内線):社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室(2845)			
精神保健福祉士国家試験(平成10年6月指定)	(財)社会福祉振興・試験センター(昭和21年3月設立)	措置済	平成23年8月から10月にかけて開催した指定試験機関・登録機関の改善に関する検討会において、受験手数料の積み立てによる積立金について、積立金の計画的縮減の方向を維持しつつ、災害等の事態に対応できる再試験実施経費を留保することが必要とされた。また、積立金の取崩しに際しては、できるだけ多くの受験者が受験手数料軽減の恩恵を被れるような運用を行うことが適当であるとされた。 平成24年度からは、受験科目の一部が免除された場合の受験手数料を新たに定め、受験科目の一部が免除される者の受験手数料について、実費を勘案した料金となるよう見直した。 (受験手数料 平成24年度一般受験者:13,250円、同時受験者:10,680円、科目免除者:10,560円)
担当局課室名(内線):社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課(3065)			
義肢装具士国家試験(昭和63年4月指定)	(財)テクノエイド協会(昭和62年3月設立)	措置済	事業費を勘案した受験手数料の引き下げを行った。
担当局課室名(内線):医政局医事課試験免許室(2574)			

改革への提言(公益法人) ③

機械等の検査・検定等の登録制度の運用については、民間参入を促進するため登録要件の緩和・見直し等を行い、登録法人数の拡大を図る。

【対応事項】

制度名	対象法人名	対応結果	内容
特定機械等の製造時等検査	(社)日本ボイラ協会(昭和25年1月設立) (社)ボイラ・クレーン安全協会(昭和36年6月設立)	措置済	平成23年8月、労働政策審議会安全衛生分科会に「指定・登録制度改革検討専門委員会」を設置し、同年12月に報告書を取りまとめた。報告書では、民間参入を促進するため、安全衛生水準の低下をもたらさないことを前提にできる限り登録要件を緩和・見直すこととされ、これに基づき平成24年3月9日付基発0309第4号通達により、検査員の要件緩和等の登録基準の緩和について措置した。
特定機械等の性能検査	(社)日本ボイラ協会(昭和25年1月設立) (社)ボイラ・クレーン安全協会(昭和36年6月設立) (社)日本クレーン協会(昭和38年10月設立)	措置済	平成23年8月、労働政策審議会安全衛生分科会に「指定・登録制度改革検討専門委員会」を設置し、同年12月に報告書を取りまとめた。報告書では、民間参入を促進するため、安全衛生水準の低下をもたらさないことを前提にできる限り登録要件を緩和・見直すこととされ、これに基づき平成24年3月9日付基発0309第4号通達により、検査員の要件緩和等の登録基準の緩和について措置した。
機械等の個別検定	(社)日本ボイラ協会(昭和25年1月設立) (社)ボイラ・クレーン安全協会(昭和36年6月設立) (社)産業安全技術協会(昭和45年6月設立)	措置済	平成23年8月、労働政策審議会安全衛生分科会に「指定・登録制度改革検討専門委員会」を設置し、同年12月に報告書を取りまとめた。報告書では、民間参入を促進するため、安全衛生水準の低下をもたらさないことを前提にできる限り登録要件を緩和・見直すこととされ、これに基づき平成24年3月9日付基発0309第4号通達により、検定員の要件緩和等の登録基準の緩和について措置した。
機械等の型式検定	(社)日本クレーン協会(昭和38年10月設立) (社)産業安全技術協会(昭和45年6月設立)	措置済	平成23年8月、労働政策審議会安全衛生分科会に「指定・登録制度改革検討専門委員会」を設置し、同年12月に報告書を取りまとめた。報告書では、民間参入を促進するため、安全衛生水準の低下をもたらさないことを前提にできる限り登録要件を緩和・見直すこととされ、これに基づき平成24年3月9日付基発0309第4号通達により、検定員の要件緩和等の登録基準の緩和について措置した。
粉じん濃度測定機器(簡易機器)の較正	(社)日本作業環境測定協会(昭和54年12月設立)	措置済	平成23年8月、労働政策審議会安全衛生分科会に「指定・登録制度改革検討専門委員会」を設置し、同年12月に報告書を取りまとめた。報告書では、粉じん計の較正事業については、参入が容易なものとなっていること等から、現行基準を維持することとされた。

担当局課室名(内線):労働基準局安全衛生部安全課(5481)/労働衛生課(5501)

改革への提言(公益法人) ④

「特定の補助金等を特定の法人に毎年度交付する」いわゆる名宛て補助金は原則廃止する。当該補助金の政策的必要性が高い場合については、可能な限り競争的な選定となるよう検討する。また、予算上相手先を特定せざるを得ない場合には、情報公開を徹底し、透明性を確保する。

【対応事項】

対応結果	内容
対応中	平成24年度予算で対応可能なものから廃止した。 平成25年度予算においても8月末の概算要求までに引き続き精査を行い、その結果を踏まえ必要な対応を検討する。

担当局課室名(内線):大臣官房会計課(7165)

改革への提言(公益法人) ⑤

委託事業を他法人に丸投げするなどにより、受け取った補助金等を第三者に再交付する公益法人に関しては、補助金等を国から直接事業実施法人に交付する仕組みに改める。また、高い専門性に基づき資金を配分する事業を行う法人については必要性が認められ得るが、その専門性を十分に検証する。

【対応事項】

対応結果	内容
措置済	厚生労働省及び同所管独立行政法人から補助金等を交付されている同所管特例民法法人について、当該補助金等が第三者に再交付されている事例について検証し、高い専門性が認められないものについては廃止を行った。

担当局課室名(内線):大臣官房総務課(7112)/会計課(7177)

改革への提言(公益法人) ⑥

障害者や介護等の福祉施設の委託においては、特別養護老人ホームその他の社会福祉施設などを有する法人の活用を検討する。なお、その際は、利用者及び家族の意向に十分に配慮すべきである。

【対応事項】

	対応結果	内容
労災特別介護施設	(財)労災サポートセンター (平成元年7月設立)	措置済
		平成23年度調達から社会福祉法人も含めた他の事業主体の参入可能性を高めるため、8施設一括調達から8施設分割して調達を実施。

担当局課室名(内線):労働基準局労災補償部労災保険業務課(335)

改革への提言(公益法人) ⑦

国の助成事業や委託研究事業などの主な契約内容および事業成果に関し、情報公開を徹底するため、インターネット上のホームページでの情報公開について共通の必要条件を明示したガイドラインを設ける。

【対応事項】

対応結果	内容
措置済	情報公開の対象となる法人、公開すべき事項、方法等を精査し、平成24年6月にガイドラインを発出した。

担当局課室名(内線):大臣官房総務課(7112)

改革への提言(公益法人) ⑧

国は、公益法人に対して委託事業の契約を行う際に会計法第29条の3の規定(〔契約方法・一般競争・指名競争・随意契約])を遵守し、一般競争を原則とし、競争性及び公平性を確保した運用を徹底する。また、企画競争方式を含め、随意契約による場合には、特に情報公開を徹底する。

【対応事項】

対応結果	内容
措置済	<p>公共調達競争性及び公平性の確保については、厚生労働省独自の取組として、公共調達委員会における事前審査を実施しているところであり、加えて、平成24年度厚生労働省調達改善計画において、公共調達委員会等による個別案件毎の精査の結果、2か年度連続して一者応札又は一者応募で受託・受注している案件については、調達の目的・内容に応じて、競争参加資格、仕様等の見直しによる改善の方策を講じたこととしたところである。</p> <p>また、情報公開については、厚生労働省独自の取組として、平成23年3月から厚生労働省予算の支出状況検索サイトを運用することにより、1件100万円以上の随意契約を含めた全ての契約に係る支出情報につき、支出先や支出内容などを検索できるようにしたところである。</p>

担当局課室名(内線):大臣官房会計課(7215)

改革への提言(公益法人) ⑨

法令に違反した法人に対し、法令に基づく行政処分や入札における指名停止などの厳格化を図るとともに、情報公開を通じて透明性を確保する。

【対応事項】

対応結果	内容
措置済	平成23年6月、各所管部局に対し、法人に対する法令遵守の徹底の指導、法令違反が認められた法人に対する厳正な対処を求めた文書を発出した。

担当局課室名(内線):大臣官房総務課(7112)